

危機事象発生時相互応援ガイドライン
(鳥取県町村会・徳島県町村会)

平成29年2月

目次

第1編 総則	1
1 目的	1
2 ガイドラインの適切な運用	1
3 基本方針	1
第2編 応援編	3
第1章 平常時	3
第2章 初動段階<発災当日中>	3
1 基本方針	3
2 応援体制の確立	3
3 応援要員の派遣	5
4 支援物資の搬送	6
第3章 応急段階<1日～1週間後>	7
1 基本方針	7
2 人的支援	7
3 物的支援	9
4 広域避難の受入れ	10
第4章 復旧段階<1週間～1か月後(又は数か月後)>	11
1 状況に応じた新たな応援の実施	11
2 人的・物的支援の終了	12
3 広域避難の終了	12
第3編 受援編	13
第1章 平常時	13
第2章 初動段階<発災当日中>	13
1 応援の要請	13
2 情報の提供と共有	13
3 受援体制の確立	13
第3章 応急段階<1日～1週間後>	14
1 応援要員の受入れ	14
2 応援に必要な情報の提供	14
3 継続すべき重要な通常業務の受援	14
4 物的支援の受入れ体制の確立	15
5 広域避難の実施準備	15
第4章 復旧段階<1週間～1か月後(又は数か月後)>	15
1 状況に応じた新たな応援の要請	15
2 人的・物的支援の終了	15
3 広域避難の終了	15
別表1-1 応援要請時連絡先一覧表(鳥取県)	16
別表1-2 応援要請時連絡先一覧表(徳島県)	17
別表2-1 集結場所一覧表(鳥取県)	18
別表2-2 集結場所一覧表(徳島県)	24
別表3 支援物資の要請品目	30

第1編 総則

1 目的

東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、広域災害対応には遠隔地の自治体間の連携協力が不可欠であるとの認識のもと、平成25年6月6日に鳥取県町村会と徳島県町村会との間で危機事象発生時相互応援協定(以下「協定」という。)を締結した。

この協定の内容を具体化し実効性を確保するため、職員派遣や支援物資の提供等に係る応援・受援体制の具体的な行動指針として「危機事象発生時相互応援ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定するものである。

2 ガイドラインの適切な運用

鳥取・徳島両県の町村会及び幹事町村並びに各町村は、危機事象発生時に協定やガイドラインに基づき、応援を実施する県(以下「応援県」という。)による効果的な応援と危機事象が発生した県(以下「受援県」という。)における円滑な受援に係る体制を整備するとともに、その適切な運用を図る。

3 基本方針

(1) ガイドラインの対象となる危機事象

自然災害はもとより、住民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象を対象とする。

(2) カウンターパート方式による応援

被災町村に対する支援を行うため、あらかじめ両県町村を3ブロックに分割し各ブロックにはそれぞれ幹事町村を置く。危機事象発生時には、原則としてブロック単位によるカウンターパート方式により円滑かつ迅速な応援を行うこととし、幹事町村は町村会とともに応援・受援のための連絡調整にあたる。

(3) ガイドラインの発動時期

このガイドラインは、両県いずれかの町村における危機事象発生時に発動する。なお、以下のいずれかに該当した場合、応援県の町村会及び幹事町村並びに各町村は応援を開始する。

- ① 受援県の町村会及び幹事町村(被災町村が属するブロック)から応援要請があった場合
- ② 両県いずれかの町村において震度6弱以上の地震が観測された場合(自動応援)
- ③ 危機事象発生により両県の町村会及び幹事町村の間で通信途絶等の緊急事態が生じた場合(自動応援)

(4) ガイドラインの前提条件

本ガイドラインは、両県のうち一方の県に危機事象が発生し、かつ他方の県の被害が無いか軽微であって応援を行っても県内の対応が十分に行えることを前提とする。なお、実際の被災状況に応じ柔軟に対応する。

(5) 経費の負担

応援に要した経費は原則として応援を受けた町村の負担とする。

ただし、両県の町村間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(6) ガイドラインの見直し

このガイドラインは必要に応じ随時見直すこととする。

第2編 応援編

第1章 平常時

危機事象が発生した際に協定に基づく応援が迅速かつ円滑に行えるよう、両県町村会は緊急連絡先の更新や定期的な打ち合わせを行うなど平時から連携の強化を図る。

また、両県町村会はいつでも応援県としての初動段階の対応がとれるよう、協定第6条に規定する「危機事象時相互応援連絡協議会」をそれぞれの県において定期的開催し、幹事町村及び県危機管理担当課(以下「県」という。)との連携体制を確保しておく。

第2章 初動段階<発災当日中>

1 基本方針

(1) 情報収集

受援県において一定規模以上の災害が発生した場合、あるいは甚大な被害の発生が推測される災害が発生した場合、応援県の町村会及び幹事町村は、受援県の被害状況等を把握し応援の要否を検討するために情報収集を開始する。

なお、応援県町村会は情報収集にあたって、受援県町村会から情報収集するとともに県からの情報収集も併せて行う。

(2) 応援の開始

情報収集の結果、受援県の被災状況等が第1編3の基本方針の(3)ガイドラインの発動時期の基準に該当すると判断した場合、危機事象への応急対策を行うために必要となる人的・物的支援を開始する。

2 応援体制の確立

(1) 応援本部の設置

応援県町村会は、危機事象への応急対策を行うために必要となる人的・物的支援を開始すると判断した場合には直ちに町村会事務局に応援本部を設置する。

(2) 応援本部の組織

応援本部には、本部長(町村会会長)、副本部長(町村会副会長)及び事務局(町村会職員)を置く。

(3) 応援本部と幹事町村の役割

応援本部は、幹事町村(被災町村が属するブロックのカウンターパートブロック)と緊密な連携を図り、円滑な応援を行う。

① 被災地域が一つのブロック内である場合、応援本部は幹事町村(被災町村が属するブロックのカウンターパートブロック)と協議を行い、ブロック内町村の応援で対応可能と判断した時は、幹事町村がブロック内町村の調整を行い対応する。

その場合に幹事町村は応援本部に応援状況の報告を行う。

② 被災地域が一つのブロック内であっても、甚大な被害が想定され、カウンターパートブロック以外の町村の応援も不可欠と判断される場合には、応援本部は幹事町村(被災町村が属するブロックのカウンターパートブロック)と協議を行い、応援本部が主体となって受援県町村会との間で人的・物的支援にかかるすべての調整を行うことができる。

③ 被災地域が二つ以上のブロックにまたがる場合、応援本部が主体となって受援県町村会との間で人的・物的支援についてすべての調整を行う。

(4) 応援本部の業務

一つのブロック内町村で応援可能な場合を除き、応援本部は受援県町村会と緊密な連携のもと、円滑かつ迅速な応援を行う。また、受援県町村会等との間で通信途絶等により連絡調整が困難な場合は、県からの情報に基づき円滑かつ迅速な応援を行う。

① 受援県町村会との間で人的・物的支援について総合調整を行う。

② 受援県町村会等からの応援要請に基づき、県内町村へ応援要請を行うとともに幹事町村と協議の上、応援内容の調整を行う。

③ 受援県町村会等との間で通信途絶等により連絡調整が困難な場合、県からの情報に基づき、応援本部の判断で県内町村へ応援要請を行うとともに、幹事町村と協議の上、応援内容の調整を行う。

④ 応援県の町村から自主的な応援の申し出があった場合、その受付及び申し出のあった応援内容について、受援県町村会との間で調整を行う。

⑤ 派遣要員の活動資機材、宿泊施設等の確保を行う。

⑥ その他応援のために必要と認められる調整を行う。

(5) 連絡担当課

両県町村会及び各町村の連絡先は別表1-1及び1-2のとおりとする。

なお、各ブロックにおいて幹事町村を変更する場合には速やかに所属する県町村会に変更届を提出する。

3 応援要員の派遣

(1) 応援要員の派遣要請

応援本部は受援県町村会等からの要請又は応援本部の判断により、災害応急活動を行う応援要員の派遣を県内町村に要請する。

また、県から応援要員の派遣要請があった場合にも同様の対応を行う。

(2) 参集場所

応援要員の参集場所は、別表2-1及び2-2のとおりとする。

第一順位は受援県町村会とするが、被災状況により、受援県町村会と幹事町村(被災町村が属するブロック)が協議の上、別表記載のうち参集場所として最も適する町村役場を指定することができる。

また、別表記載の参集場所が被災し使用できない場合や、より迅速な応援活動を行うため等の理由で参集場所を変更する場合には、受援県町村会と幹事町村(被災町村が属するブロック)が協議の上、新たに使用可能な参集場所及びルートを確保するとともに変更事項を応援県町村会へ速やかに連絡する。

(3) 応援が想定される業務

初動段階での応援業務は以下の業務が考えられる。

- ・ 医療救護活動(緊急医療、トリアージ等)
- ・ 保健衛生活動(被災者の健康管理・相談等)
- ・ 被災した建物、宅地の危険度判定活動
(防災拠点施設等の緊急危険度判定等)

なお、震度7の地震が発生するなど最大規模の被害が予想される場合には、次の業務も想定する。

- ・ 避難所運営活動(避難所の運営、支援物資の取りまとめ等)
- ・ 物資受入拠点活動(物資集積拠点における支援物資の受け入れ、避難所等への物資の配送)

(4) 応援要員の決定及び派遣

派遣要請を受けた町村は、直ちに応援要員の選定及び派遣の決定を行い、応援要員の職・氏名その他必要な事項を応援本部に通知するとともに、応援要員の準備が整い次第、速やかに派遣する。

(5) 応援要員に対する情報提供

応援本部は町村を通じ、応援要員に対し、次の事項について可能な限り情報提供を行う。

- ・発生した危機事象の概要
- ・人的、物的被害の状況
- ・派遣目的、派遣期間、参集場所、応援を行う場所
- ・参集場所までのルート
- ・応援本部及び受援県町村会（あるいは派遣先町村の窓口課）の連絡先

(6) 派遣にあたっての留意事項

① 応援要員は、災害等の状況に応じ、必要な被服、寝袋・毛布、当座の食料、携帯電話等を携行するなど被災地の負担とならないよう自己完結を原則として活動すること。

また、各班の応援活動に必要な資機材等も併せて準備すること。

② 応援要員は、応援町村名（あるいは県名）を表示する腕章を着用するなど、その身分を明らかにすること。

4 支援物資の搬送

応援本部は、受援県町村会等からの要請又は応援本部の判断により、町村が保有する備蓄物資等を支援物資として提供するとともに、受援県町村会が定める受入れ拠点まで搬送するよう町村に要請する。また、県から支援物資の提供要請があった場合にも町村に対し協力要請を行う。

(1) 実施方法

① 支援物資の品目及び数量について、受援県町村会等から具体的な要請がある場合には要請に沿って対応することとし、各町村への割り振りについては幹事町村と協議の上、決定する。

② 具体的な要請がない場合には、町村が保有する備蓄物資等速やかに調達可能な物資を対象とし、輸送手段との兼ね合いで品目及び数量を決定するとともに、各町村への割り振りについては幹事町村と協議の上、決定する。

③ 県から支援物資の提供要請があった場合には、各町村への割り振りについて幹事町村と協議の上決定し、各町村に対し提供要請を行うとともに、県が定める集積拠点まで搬送するよう要請する。

(2) 支援物資の内容

発災直後、直ちに必要となる支援物資は、食料、飲料水とともに、仮設トイレ、簡

易トイレ、ビニールシートなどが考えられる。

(3) 支援の実施

応援本部及び町村は、支援物資を受援県町村会が指定する受け入れ拠点まで搬送し、支援物資の品目・数量等を記載したリストとともに、受援県町村会に提供する。また、県から要請された支援物資についても、同様のリストを作成の上、県が定める集積拠点まで搬送する。

(4) 梱包方法

梱包した支援物資の搬送にあたっては、開封しなくても内容物が判別できるように次に掲げる事項を1箱毎に明示する。

- ・ 支援物資品目
- ・ 規格ごとの数量
- ・ 有効期限(消費期限)
- ・ 提供元機関名

(5) 提供可能物資リストの作成

応援本部は幹事町村の協力を得て、今後の支援を円滑に実施するため、支援物資として提供可能な物資リストを作成し、受援県町村会に提供する。

第3章 応急段階<1日～1週間後>

1 基本方針

初動段階で実施した支援のうち、引き続き必要な応援を継続して実施するとともに、人的支援・物的支援・広域避難の受け入れについて本格的な応援を開始する。

2 人的支援

応援本部は、受援県町村会等から要請があった時、又は県からの情報に基づいて災害対策業務等の人的支援が必要と判断した時に、応援要員を派遣する。

(1) 応援要員の派遣要請

応援本部は受援県町村会等から必要な応援要員の人数等を把握し、各町村と調整の上、被災町村に対する応援要員の派遣を要請する。

また、県から応援要員の派遣要請があった場合にも、同様の対応を行う。

(2) 応援が想定される主な業務

① 災害対策の支援業務

主な災害対策業務としては以下の業務が考えられるが、これら業務については

平時の業務と関連性が乏しく、発災直後から相当数の人員が必要とされることから、受援県町村会において必要人員が把握されていない段階においても、早急に応援要員を派遣する。

- ・ 災害対策本部運営支援要員
- ・ 避難所運営支援要員
- ・ 物資集積・搬送拠点運営要員
- ・ 被災者生活支援窓口要員
- ・ 被災町村事務全般支援要員
(家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援)

② 事業継続の支援業務

災害対策業務に係わる応援要員の派遣だけでなく、被災町村において継続すべき重要な通常業務が円滑に実施できるよう、受援県町村会と調整の上、応援要員を派遣する。

③ その他

受援県町村会から特に要請のあった業務についても応援要員を派遣する。

(3) 業務の割当

応援本部は受援県町村会と協議の上、業務が効率的に実施できるよう応援要員に業務を割り当てる。また、県からの派遣要請の場合には県と協議の上、派遣要員の派遣先及び業務内容を決定する。

(4) 宿泊施設及び交通手段の確保

応援本部は応援要員の宿泊施設及び交通手段を確保する。

なお、交通手段の確保にあたっては、県と調整の上、乗り合わせて往来するなど効率的に行う。

(5) 応援要員の派遣

派遣要請を受けた町村は、応援要員・宿泊場所・移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。

(6) 応援要員に対する情報提供

応援本部は町村を通じ、応援要員に対し、次の事項について可能な限り情報提供を行う。

- ・ 発生した危機事象の概要
- ・ 人的、物的被害の状況
- ・ 派遣目的、派遣期間、参集場所、応援を行う場所、宿泊場所

- ・ 参集場所までのルート
- ・ 応援本部及び受援県町村会(あるいは派遣先町村の窓口課)の連絡先

3 物的支援

応援本部は、受援県町村会から要請があった時、又は県からの情報に基づいて支援が必要と判断した時に、町村が保有する備蓄物資等を支援物資として受援県町村会が定める受入拠点まで搬送する。

(1) 支援物資の内容

支援物資の品目・単位は別表3とするが、これ以外にも提供可能なものがあれば支援物資とする。

(2) 支援の準備

応援本部は必要な支援を遅滞なく実施するため、受援県町村会及び県から情報収集を行い被災地ニーズを把握する。併せて、受援県町村会が定める受入拠点から各避難所までの輸送体制についても情報収集を行う。

(3) 支援の実施

① 支援内容の決定

支援物資の品目及び数量は、受援県町村会からの要請内容を原則とする。

ただし、応援本部は、受援県町村会との間で通信途絶等の緊急事態が生じた場合や、支援物資のニーズの把握に時間がかかると判断した場合は、県からの情報収集により幹事町村と協議を行い、配送体制を考慮の上、支援物資の品目及び数量を決定し各町村へ要請する。

なお、受援県町村会と連絡が取れ次第、受援県町村会からの要請に基づく支援に切り替えるよう努める。

② 支援物資の具体的な流れ

応援本部及び町村は、受援県町村会が定める受入拠点へ搬送する。また、県からの要請による支援物資については、県が定める集積拠点へ搬送を行う。

③ 梱包方法

梱包した支援物資の送付にあたっては、開封しなくても内容物が判別できるよう次に掲げる事項を1箱毎に明示する。

- ・ 支援物資品目
- ・ 規格ごとの数量
- ・ 有効期限(消費期限)

- ・ 提供元機関名

なお、支援物資の送付にあたっては、小口及び混載による物資の送付を控えるよう努める。

やむを得ず混載する場合には、被災地で作業を行うことなくそのまま被災者に配布できるようにする(たとえば、避難所において最低限必要な生活・衛生用品をパッケージ化する)などの工夫を行う。

④ 搬送時の情報共有

応援本部は、発送時に次の項目を伝票化し受援県町村会と情報を共有する。

- ・ 支援物資品目
- ・ 品目・規格ごとの数量及び梱包数量
- ・ 有効期限(消費期限)
- ・ 搬送先
- ・ 輸送手段、発送日時
- ・ 提供元機関名、担当者名、連絡先

4 広域避難の受入れ

(1) 広域避難の受入れ準備

① 広域避難者の把握

受援県の広域避難者について、県から応援本部に対し町村での受入れ要請があった時は、広域避難希望者の人数、性別、健康状態、援護の要否、居住地等を確認する。

② 受入れの調整

応援本部は、町村で受入れるべき広域避難希望者の人数等が確認でき次第、各町村の受入れ可能人数を把握し、県と受入れ町村間の調整を行うとともに、速やかに受入れ町村に対し避難所の開設を要請する。

また、応援本部は県の要請に基づき、避難行動要支援者の避難に配慮するため、町村を通じ、医療機関の空きベッド数や福祉施設等の受入れ可能人数等の把握を早急に行う。

(2) 広域避難の実施

各町村の受入れ避難者が決定し、受入れ町村の準備が整い次第、直ちに受入れを開始する。

① 全国避難者情報システムの活用

広域避難者の受入れ町村は、広域避難者に対し、全国避難者情報システムの利用を働きかける。

② 留意事項

応援本部は、避難者の受入れにあたり、可能な限り、同一地域や同一市町村の避難者が同じエリアの避難所で受入れられるよう配慮する。

また、応援本部は、受入れ町村別避難者リストを作成し、県を通じて受援県へ提供する。

第4章 復旧段階<1週間～1か月後（又は数か月後）>

1 状況に応じた新たな応援の実施

初動段階から応急段階で実施した応援のうち、引き続き要請のあるものを継続して実施するとともに、県及び受援県町村会と協議の上、状況に応じて必要な応援を新たに実施する。

特に以下の項目について検討を行う。

○避難所等被災者の生活対策

- ・ 避難所の生活環境の改善
- ・ 被災者への要望調査
- ・ 避難中の自宅周辺等の治安や震災に便乗した犯罪等に遭わないための対策
- ・ 被災者台帳を活用した漏れや重複のない被災者支援と情報提供

○特別な配慮が必要な人への対策

- ・ 学校の児童生徒の「心のケア」のためのカウンセラーの派遣

○被害認定調査、罹災証明の発行

- ・ 被害認定調査の実施
- ・ 罹災証明の発行手続きについての広報

○仮設住宅

- ・ 仮設住宅の着工
- ・ 入居にあたり配慮が必要な人の配慮すべき内容と人数の確認
- ・ 住宅の応急修理に関する制度の周知と窓口の設置
- ・ 住民が自ら確保した「みなし仮設」への対応方針の検討

○生活再建支援

- ・ 被災者生活再建支援金の適用の公示と条件等の周知
- ・ 被災企業等の借金返済に関する猶予等の特別措置に係る金融機関等への要請
- ・ 事業再開のための相談窓口の設置(税理士・弁護士等専門家による支援)

- ・ 義援金配分委員会を設置し、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定

○廃棄物処理

- ・ 燃やさないごみ・粗大ごみの収集
- ・ がれき類の収集(概ね1ヶ月以内に開始)

2 人的・物的支援の終了

人的・物的支援の終了は、受援県の状況に応じて、応援本部と受援県町村会が協議の上、決定する。

受援県町村会は、被災状況から人的・物的支援の継続が必要と判断される場合は応援本部に応援の継続を要請する。

3 広域避難の終了

広域避難受入れの終了は、受援県の状況に応じて受援県と応援県が協議の上、決定する。応援本部は県からその報告を受け次第、直ちに受入れ町村にその旨を連絡する。

第3編 受援編

第1章 平常時

危機事象が発生した際に協定に基づく受援が迅速かつ円滑に行えるよう、両県町村会は緊急連絡先の更新や定期的な打ち合わせを行うなど平時から連携の強化を図る。

また、両県町村会は、受援県として、いつでも応援県の初動段階での活動への対応がとれるよう、協定第6条に規定する「危機事象時相互応援連絡協議会」をそれぞれの県において定期的開催し、幹事町村及び県との連絡体制を確保しておく。

第2章 初動段階＜発災当日中＞

1 応援の要請

県内で危機事象が発生し県内の体制だけでは迅速かつ効果的な応急対策、復旧・復興を行うことが困難であると見込まれる受援県の町村会は、応援県の町村会に対して必要な応援を要請する。

なお、本ガイドラインの自動応援発動条件に合致する場合、要請をすることなく応援が開始されることに留意する。

2 情報の提供と共有

(1) 迅速かつ的確な情報提供

受援県町村会は、応援県町村会に対し、被災状況・支援ニーズ等の情報を速やかに情報提供する。

(2) 情報共有体制の整備

両県町村会は危機事象発生時に連絡が取れるよう衛星携帯電話等受信可能な通信設備の整備に努める。

3 受援体制の確立

(1) 受援調整担当者の配置

受援県町村会は応援側の窓口となる「受援調整担当者」を置き、次の業務を行う。

- ① 県災害対策本部や関係機関と応援県町村会との間の連絡調整を行う。
- ② 被災町村及び幹事町村からの受援要請を取りまとめ、応援県町村会に受援要請を行うなど、応援県町村会との間で人的・物的支援の受入に係る総合調整を行う。
- ③ その他受援のために必要と認められる調整を行う。

(2) 応援側の活動環境の整備

受援県町村会は応援要員が現地で円滑に活動できるよう必要な環境を整備する。

また、応援要員の活動は、被災県の負担とならないよう受援県町村会等が自己完結型の装備を準備することが原則であるが、可能な範囲で受援県町村会等が食料・宿泊(仮眠)場所等を確保するよう努める。

第3章 応急段階<1日~1週間後>

1 応援要員の受入れ

(1) 参集場所

応援要員の参集場所は、別表2-1及び2-2とする。

第一順位は受援県町村会とするが、被災状況に応じ、受援県町村会と幹事町村(被災町村が属するブロック)が協議の上、別表記載の町村役場の中から参集場所を指定することができる。

また、別表記載の参集場所が被災し使用できない場合や、より迅速な応援活動を行うため等の理由で参集場所を変更する場合には、受援県町村会と幹事町村(被災町村が属するブロック)が協議の上、新たに使用可能な参集場所及びルートを確保するとともに変更事項を応援県町村会へ速やかに連絡する。

(2) 参集場所への誘導に必要な情報の提供

① 受援県町村会は、県災害対策本部及び関係機関(地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局等)から緊急輸送路に関する情報を入手し、応援県町村会に連絡する。

② 応援県町村会は、受援県町村会から情報収集が困難な場合、県から緊急輸送路に関する情報を入手する。

2 応援に必要な情報の提供

受援県町村会は、被災状況や支援ニーズ、地理情報など応援県町村会が支援に必要な情報を応援県町村会に提供する。

3 継続すべき重要な通常業務の受援

受援県町村会は、災害対策業務の支援要請のほか、被災町村が危機事象発生時においても継続すべき重要な通常業務が円滑に実施できるよう、被災町村の申し出により応援県町村会に支援要請を行う。

4 物的支援の受入れ体制の確立

- ① 受援県町村会は幹事町村(被災町村が属するブロック)及び被災町村と協議の上、
 応援県町村会等から搬送される支援物資の受入れ拠点を開設する。
- ② 受援県町村会は幹事町村(被災町村が属するブロック)及び被災町村と協議の上、
 支援物資の円滑な受入れを行うため受入れ拠点に誘導員を配置する。
- ③ 受援県町村会は幹事町村(被災町村が属するブロック)及び被災町村と協議の上、
 必要な物資を取りまとめ応援県町村会に要請する。

5 広域避難の実施準備

受援県町村会は県からの要請により、被災町村と連携して広域避難希望者の人数、性別、健康状態、援護の要否等を把握し、速やかに県に報告する。

第4章 復旧段階< 1週間～1か月後(又は数か月後) >

1 状況に応じた新たな応援の要請

受援県町村会は初動段階から応急段階で実施された応援のうち、引き続き支援を受ける必要のあるものについて継続して応援を要請するとともに、応援県町村会と協議の上、状況に応じて必要な応援を新たに要請する。

2 人的・物的支援の終了

人的・物的支援の終了は、受援県町村会、幹事町村(被災町村が属するブロック)及び被災町村が被災地の復旧状況を総合的に判断し、応援県町村会と協議の上、決定する。

受援県町村会は、被災地の復旧状況から人的・物的支援の継続が必要と判断される場合は応援県町村会に応援の継続を要請する。

3 広域避難の終了

広域避難受入れの終了は受援県と応援県が協議の上、決定する。
 受援県町村会は県からその報告を受け次第、直ちに各町村にその旨を連絡する。

別表 1 - 1 応援要請時連絡先一覧表（鳥取県）

区分	名称	要請・連絡窓口	NTT 電話番号	NTT FAX	衛星携帯電話	メールアドレス
鳥取県	鳥取県町村会	事務局	0857-26-8355	0857-22-3835		chouson@totock.jp
Aブロック	日吉津村	総務課	0859-27-0211	0859-27-0903	870-772256479	soumu@hiezu.jp
	大山町	総務課	0859-54-5201	0859-54-2702	870-772256480	soumu@daisen.jp
	南部町	総務課	0859-66-3112	0859-66-4806	870-776711467	soumu@town.nanbu.tottori.jp
	伯耆町	総務課	0859-68-3111	0859-68-3866	8816-41433285	soumuk@houki-town.jp
	日南町	総務課	0859-82-1111	0859-82-1478	870-776304229	s0100@town.nichinan.lg.jp
	日野町	総務課	0859-72-0331	0859-72-1478	080-2899-9472	soumu@town.hino.tottori.jp
	江府町	総務課	0859-75-2211	0859-75-2389	090-7999-4204	k_soumu@town-kofu.jp
Bブロック	三朝町	危機管理課	0858-43-1111	0858-43-0647	870-772581993	saigai@town.misasa.tottori.jp
	湯梨浜町	総務課	0858-35-3111	0858-35-3697	080-2931-1459	ysomu@yurihama.jp
	琴浦町	総務課	0858-52-2111	0858-49-0000	8816-23445909	soumu@town.kotoura.tottori.jp
	北栄町	総務課	0858-37-2128	0858-37-5339	870-772256476	soumu@e-hokuei.net
Cブロック	岩美町	総務課	0857-73-1411	0857-73-1569	870-776398313	soumu@town.iwami.gr.jp
	若桜町	総務課	0858-82-2211	0858-82-0134	870-772256472	somu@town.wakasa.tottori.jp
	智頭町	総務課	0858-75-4111	0858-75-1193	8816-23417551	soumu@town.chizu.tottori.jp
	八頭町	総務課	0858-76-0201	0858-73-0147	080-2936-6297	yazu-soumu@town.yazu.tottori.jp

別表 1-2 応援要請時連絡先一覧表（徳島県）

区分	名称	要請・連絡窓口	NTT 電話番号	NTT FAX	衛星携帯電話	メールアドレス
徳島県	徳島県町村会	総務課	088-621-3400	088-652-6538	090-5917-6268	tck@aurora.ocn.ne.jp
Aブロック	松茂町	危機管理室	088-699-8725	088-699-6010		kikikanri@town.matsushige.tokushima.jp
	北島町	総務課	088-698-9801	088-698-3642		kiki@town.kitajima.lg.jp
	藍住町	総務課	088-637-3111	088-637-3154	080-3636-9247	soumu@town.aizumi.tokushima.jp
	板野町	総務課	088-672-5980	088-672-5553	080-2990-0069	soumu@town.itano.tokushima.jp
	上板町	企画防災課	088-694-6824	088-694-5903	080-1992-9691	kb@townkamiita.jp
Bブロック	勝浦町	企画総務課	0885-42-2511	0885-42-3028		kikaku@town.katsuura.lg.jp
	上勝町	総務課	0885-46-0111	0885-46-0323	090-1006-2243	Web-soumu@kamikatsu.jp
	佐那河内村	総務企画課	088-679-2113	088-679-2125	080-8630-0122	soumu@vill.sanagochi.lg.jp
	石井町	防災対策課	088-674-1171	088-675-1500	080-2990-4856	bousai@town.ishii.lg.jp
	神山町	総務課	088-676-1111	088-676-1100	090-7624-1438	soumu@town.kamiyama.lg.jp
	つるぎ町	危機管理課	0883-62-3111	0883-62-4944	881651457204 (イリジウム)	kikikanri@town.tokushimatsurugi.lg.jp
	東みよし町	総務課	0883-82-6303	0883-76-1010	090-7627-7595	bousai@town.higashimiyoshi.lg.jp
Cブロック	那賀町	防災課	0884-62-1183	0884-62-1172	080-1991-6283	chiiki@town.tokushimana.lg.jp
	牟岐町	総務課	0884-72-3411	0884-72-2716	080-2977-7286	mugisoumu@town.tokushimamugi.lg.jp
	美波町	消防防災課	0884-77-3619	0884-77-1666	090-4973-4337	shobo@town.minami.lg.jp
	海陽町	危機管理課	0884-73-4163	0884-73-3097	080-1993-0440	kikikanri@town.kaiyo.lg.jp

別表 2 - 1 集結場所一覧表（鳥取県）

参集場所	住所	連絡先	四国から参集場所までの使用道路（例）
鳥取県町村会	鳥取県鳥取市東町 1-271 鳥取県庁第 2 庁舎 8 階	事務局 電話:0857-26-8355	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC） ⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（佐用 JCT）⇒ 鳥取自動車道（鳥取 IC）⇒国道 29 号⇒国道 53 号⇒鳥取県庁</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒ 岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（佐用 JCT）⇒ 鳥取自動車道（鳥取 IC）⇒国道 29 号⇒国道 53 号⇒鳥取県庁</p>
A ブロック			
日吉津村役場	鳥取県西伯郡日吉津村 日吉津 872-15	総務課 電話:0859-27-0211	<p>ルート① 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒ 岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒ 米子自動車道（米子 IC）⇒国道 431 号⇒県道 226 号⇒日吉津村役場</p> <p>ルート② 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC） ⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒ 米子自動車道（米子 IC）⇒国道 431 号⇒県道 226 号⇒日吉津村役場</p>
大山町役場	鳥取県西伯郡大山町 御来屋 328	総務課 電話:0859-54-3111	<p>ルート① 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒ 岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒ 米子自動車道（米子 IC）⇒国道 9 号（名和 IC）⇒県道 240 号⇒ 大山町役場</p>

参集場所	住所	連絡先	四国から参集場所までの使用道路（例）
			<p><u>ルート②</u> 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC） ⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒ 米子自動車道（米子 IC）⇒国道 9 号（名和 IC）⇒県道 240 号⇒ 大山町役場</p>
南部町役場	鳥取県西伯郡南部町 法勝寺 377	総務課 電話:0859-66-3112	<p><u>ルート①</u> 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒ 岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒ 米子自動車道（溝口 IC）⇒県道 45 号⇒国道 181 号⇒県道 316 号⇒ 県道 1 号⇒南部町役場</p> <p><u>ルート②</u> 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC） ⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒ 米子自動車道（溝口 IC）⇒県道 45 号⇒国道 181 号⇒県道 316 号⇒ 県道 1 号⇒南部町役場</p>
伯耆町役場	鳥取県西伯郡伯耆町 吉長 37-3	総務課 電話:0859-68-3111	<p><u>ルート①</u> 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒ 岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒ 米子自動車道（溝口 IC）⇒県道 45 号⇒国道 181 号⇒伯耆町役場</p> <p><u>ルート②</u> 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC） ⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒ 米子自動車道（溝口 IC）⇒県道 45 号⇒国道 181 号⇒伯耆町役場</p>

参集場所	住所	連絡先	四国から参集場所までの使用道路（例）
日南町役場	鳥取県日野郡日南町 霞 800	総務課 電話:0859-82-1111	<p>ルート① 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（新見 IC）⇒国道 180 号⇒国道 182 号⇒県道 8 号⇒日南町役場</p> <p>ルート② 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC）⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（新見 IC）⇒国道 180 号⇒国道 182 号⇒県道 8 号⇒日南町役場</p>
日野町役場	鳥取県日野郡日野町 根雨 101	総務課 電話:0859-72-0331	<p>ルート① 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒米子自動車道（江府 IC）⇒国道 181 号⇒日野町役場</p> <p>ルート② 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC）⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒米子自動車道（江府 IC）⇒国道 181 号⇒日野町役場</p>
江府町役場	鳥取県日野郡江府町 江尾 475	総務課 電話:0859-75-2211	<p>ルート① 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒米子自動車道（江府 IC）⇒国道 181 号⇒江府町役場</p> <p>ルート② 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC）⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒米子自動車道（江府 IC）⇒国道 181 号⇒江府町役場</p>

参集場所	住所	連絡先	四国から参集場所までの使用道路（例）
Bブロック			
三朝町	鳥取県東伯郡三朝町 大瀬 999-2	危機管理課 電話:0858-43-1111	<p><u>ルート①</u> 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒米子自動車道（湯原 IC）⇒国道 313 号⇒国道 482 号⇒国道 179 号⇒県道 235 号⇒県道 21 号⇒三朝町役場</p> <p><u>ルート②</u> 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC）⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒米子自動車道（湯原 IC）⇒国道 313 号⇒国道 482 号⇒国道 179 号⇒県道 205 号⇒県道 21 号⇒三朝町役場</p>
湯梨浜町	鳥取県東伯郡湯梨浜町 久留 19-1	総務課 電話:0858-35-3111	<p><u>ルート①</u> 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒米子自動車道（湯原 IC）⇒国道 313 号⇒国道 482 号⇒国道 179 号⇒湯梨浜町役場</p> <p><u>ルート②</u> 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC）⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒米子自動車道（湯原 IC）⇒国道 313 号⇒国道 482 号⇒国道 179 号⇒湯梨浜町役場</p>
琴浦町	鳥取県東伯郡琴浦町 徳万 591-2	総務課 電話:0858-52-2111	<p><u>ルート①</u> 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒米子自動車道（湯原 IC）⇒国道 313 号⇒国道 9 号（琴浦東 IC）⇒県道 44 号⇒琴浦町役場</p>

参集場所	住所	連絡先	四国から参集場所までの使用道路（例）
			<p>ルート② 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC） ⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒ 米子自動車道（湯原 IC）⇒国道 313 号⇒国道 9 号（琴浦東 IC）⇒ 県道 44 号⇒琴浦町役場</p>
北栄町	鳥取県東伯郡北栄町 由良宿 423-1	総務課 電話:0858-37-3111	<p>ルート① 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒ 岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒ 米子自動車道（湯原 IC）⇒国道 313 号（北栄 IC）⇒県道 320 号⇒ 県道 23 号⇒北栄町役場</p> <p>ルート② 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC） ⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（落合 JCT）⇒ 米子自動車道（湯原 IC）⇒国道 313 号（北栄 IC）⇒県道 320 号⇒ 県道 23 号⇒北栄町役場</p>
Cブロック			
岩美町	鳥取県岩美郡岩美町 浦富 675-1	総務課 電話:0857-73-1411	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC） ⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（佐用 JCT）⇒ 鳥取自動車道（鳥取 IC）⇒国道 29 号⇒国道 9 号⇒県道 186 号⇒ 岩美町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒ 岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（佐用 JCT）⇒ 鳥取自動車道（鳥取 IC）⇒国道 29 号⇒国道 9 号⇒県道 186 号⇒ 岩美町役場</p>

参集場所	住所	連絡先	四国から参集場所までの使用道路（例）
若桜町	鳥取県八頭郡若桜町 若桜 801-5	総務課 電話:0858-82-2211	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC） ⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（山崎 IC）⇒ 国道 29 号⇒若桜町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒ 岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（山崎 IC）⇒ 国道 29 号⇒智頭町役場</p>
智頭町	鳥取県八頭郡智頭町 智頭 2072-1	総務課 電話:0858-75-4111	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC） ⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（佐用 JCT）⇒ 鳥取自動車道（智頭 IC）⇒国道 53 号⇒智頭町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒ 岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（津山 IC）⇒ 国道 53 号⇒智頭町役場</p>
八頭町	鳥取県八頭郡八頭町 郡家 493	総務課 電話:0858-76-0201	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西 IC）⇒山陽自動車道（山陽姫路東 IC） ⇒播但連絡有料道路（福崎 IC）⇒中国自動車道（佐用 JCT）⇒ 鳥取自動車道（河原 IC）⇒県道 324 号⇒県道 32 号⇒八頭町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道（早島 IC）⇒山陽自動車道（岡山 JCT）⇒ 岡山自動車道（北房 JCT）⇒中国自動車道（佐用 JCT）⇒ 鳥取自動車道（河原 IC）⇒県道 324 号⇒県道 32 号⇒八頭町役場</p>

別表 2-2 集結場所一覧表（徳島県）

参集場所	住所	連絡先	四国から参集場所までの使用道路（例）
徳島県町村会	徳島県徳島市幸町 3-55 自治会館内	総務課 088-621-3400	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒徳島自動車道（徳島 IC） ⇒国道 11 号⇒国道 192 号⇒自治会館</p> <p>ルート② ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松道自動車（鳴門 JCT） ⇒徳島自動車道（徳島 IC）⇒国道 11 号⇒国道 192 号⇒自治会館</p>
Aブロック			
松茂町役場	徳島県板野郡松茂町広島 字東浦 30	危機管理室 088-699-8725	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒徳島自動車道（松茂スマート IC）国道 11 号⇒国道 28 号⇒松茂町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松自動車道（鳴門 JCT） ⇒徳島自動車道（松茂スマート IC）国道 11 号⇒国道 28 号⇒ 松茂町役場</p>
北島町役場	徳島県板野郡北島町中村 字上地 23-1	総務課 088-698-9801	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒徳島自動車道（松茂スマート IC）⇒国 道 11 号⇒県道 39 号⇒県道 14 号⇒北島町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松自動車道（鳴門 JCT） ⇒徳島自動車道（松茂スマート IC）⇒国道 11 号⇒県道 39 号⇒県道 14 号⇒ 北島町役場</p>

参集場所	住所	連絡先	四国から参集場所までの使用道路（例）
藍住町役場	徳島県板野郡藍住町奥野 字矢上前 52-1	総務課 088-637-3111	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒高松自動車道（板野 IC）⇒県道 1 号⇒県道 29 号⇒県道 225 号⇒藍住町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松自動車道（板野 IC）⇒県道 1 号⇒県道 29 号⇒県道 225 号⇒藍住町役場</p>
板野町役場	徳島県板野郡板野町吹田 字町南 22-2	総務課 088-672-5980	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒高松自動車道（板野 IC）⇒県道 1 号⇒県道 12 号⇒板野町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松自動車道（板野 IC）⇒県道 1 号⇒県道 12 号⇒板野町役場</p>
上板町役場	徳島県板野郡上板町七條 字経塚 42	企画防災課 088-694-6824	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒高松自動車道（板野 IC）⇒県道 1 号⇒県道 12 号⇒上板町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松自動車道（板野 IC）⇒県道 1 号⇒県道 12 号⇒上板町役場</p>

Bブロック			
参集場所	住所	連絡先	四国から参集場所までの使用道路（例）
勝浦町役場	徳島県勝浦郡勝浦町大字 久国字久保田 3	企画総務課 0884-42-2511	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒徳島自動車道（徳島 IC） ⇒国道 11 号⇒国道 55 号⇒県道 16 号⇒勝浦町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松道自動車（鳴門 JCT） ⇒徳島自動車道（徳島 IC）⇒国道 11 号⇒国道 55 号⇒県道 16 号⇒勝浦 町役場</p>
上勝町役場	徳島県勝浦郡上勝町大字 福原字下横峯 3 - 1	総務課 0885-46-0111	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒徳島自動車道（徳島 IC） ⇒国道 11 号⇒国道 55 号⇒県道 16 号⇒上勝町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松道自動車（鳴門 JCT） ⇒徳島自動車道（徳島 IC）⇒国道 11 号⇒国道 55 号⇒県道 16 号⇒上勝 町役場</p>
佐那河内村役場	徳島県名東郡佐那河内村 下字中辺 71-1	総務企画課 088-679-2113	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒徳島自動車道（徳島 IC） ⇒国道 11 号⇒国道 438 号⇒佐那河内村役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松道自動車（鳴門 JCT） ⇒徳島自動車道（徳島 IC）⇒国道 11 号⇒国道 438 号⇒佐那河内村役場</p>

参集場所	住所	連絡先	四国から参集場所までの使用道路（例）
石井町役場	徳島県名西郡石井町高川 原字高川原 121-1	防災対策課 088-674-1171	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒徳島自動車道（徳島 IC）⇒国道 11 号⇒国道 192 号⇒県道 34 号⇒石井町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松道自動車（板野 IC） ⇒県道 1 号⇒県道 12 号⇒県道 34 号⇒石井町役場</p>
神山町役場	徳島県名西郡神山町神領 字本野間 100	総務課 088-676-1111	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒徳島自動車道（徳島 IC）⇒国道 11 号⇒国道 55 号⇒県道 203 号⇒国道 438 号⇒神山町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松道自動車（板野 IC） ⇒県道 1 号⇒県道 12 号⇒県道 34 号⇒国道 192 号⇒県道 20 号 ⇒県道 21 号⇒国道 438 号⇒神山町役場</p>
つるぎ町役場	徳島県美馬郡つるぎ町貞 光字東浦 1-3	危機管理課 0883-62-3111	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（板野 IC）⇒徳島道⇒（美馬 IC）⇒国道 438 号 ⇒つるぎ町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松自動車道（川之江 IC）⇒徳島自 動車道⇒（美馬 IC）⇒国道 438 号⇒つるぎ町役場</p>

参集場所	住所	連絡先	四国から参集場所までの使用道路（例）
東みよし町役場	徳島県三好郡東みよし町 加茂 3360	総務課 0883-82-6303	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（板野 IC）⇒徳島道⇒（美馬 IC）⇒国道 438 号 ⇒国道 192 号⇒東みよし町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松自動車道（川之江 IC）⇒徳島自 動車道⇒（井川・池田 IC）⇒国道 192 号⇒東みよし町役場</p>
Cブロック			
那賀町役場	徳島県那賀郡那賀町和食 郷字南川 104-1	防災課 0884-62-1183	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒徳島自動車道（徳島 IC） ⇒国道 11 号⇒国道 55 号⇒国道 195 号⇒那賀町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松道自動車（鳴門 JCT） ⇒徳島自動車道（徳島 IC）⇒国道 11 号⇒国道 55 号⇒国道 195 号⇒那 賀町役場</p>
牟岐町役場	徳島県海部郡牟岐町大字 中村字本村 7-4	総務課 0884-72-3411	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒徳島自動車道（徳島 IC） ⇒国道 11 号⇒国道 55 号⇒県道 135 号⇒牟岐町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松道自動車（鳴門 JCT） ⇒徳島自動車道（徳島 IC）⇒国道 11 号⇒国道 55 号⇒県道 135 号⇒牟 岐町役場</p>

参集場所	住所	連絡先	四国から参集場所までの使用道路（例）
美波町役場	徳島県海部郡美波町奥河内字本村 18-1	消防防災課 0884-77-3619	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒徳島自動車道（徳島 IC） ⇒国道 11 号⇒国道 55 号⇒県道 294 号⇒県道 25 号⇒美波町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松道自動車（鳴門 JCT） ⇒徳島自動車道（徳島 IC）⇒国道 11 号⇒国道 55 号⇒県道 294 号⇒県道 25 号⇒美波町役場</p>
海陽町役場	徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128	危機管理課 0884-73-4163	<p>ルート① 神戸淡路鳴門自動車道（鳴門 JCT）⇒徳島自動車道（徳島 IC） ⇒国道 11 号⇒国道 55 号⇒海陽町役場</p> <p>ルート② 瀬戸中央自動車道⇒（坂出 JCT）⇒高松道自動車（鳴門 JCT） ⇒徳島自動車道（徳島 IC）⇒国道 11 号⇒国道 55 号⇒海陽町役場</p>

・別表3 支援物資の要請品目・単位 (両県町村の状況を確認後入力)

分類	要請品目	単位
食料	食料品 (乾パン等、アルファ米がゆ)	食 (缶・袋)
	保存水	本 (内容量)
衛生用品	マスク	枚
	収集および凝固剤	袋
	ティッシュ	箱
	歯ブラシ	本
	歯磨き粉	本
日用雑貨	毛布	枚
	タオル	枚
災害用資機材	仮設トイレ	基
	簡易トイレ	セット
	ブルーシート	枚
	土嚢袋	枚

※ 上記に定めのない物資であっても、提供が可能な場合は提供の対象とする。

